

令和3年9月14日

保護者のみなさま

島本町立第一中学校
校長 西田 敦子

生徒及び教職員に新型コロナウイルスに感染が確認された場合の 基本的な対応について

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、生徒及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について、令和3年9月13日（月）から以下のとおりに対応いたしますのでお知らせします。

児童生徒がPCR検査を受検する場合や濃厚接触者になった場合や同居の方がPCR検査等を受検する場合は、学校までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応について

- (1) 感染した生徒について、出席停止の措置をします。
- (2) 他の生徒が濃厚接触者及びその周辺の検査対象者（以下、濃厚接触者等）と判定された場合は、これらの者にも同様の措置（出席停止）をします。

2 保健所による検査対象者の確定からPCR検査結果の確定までの対応について

保健所が確定した検査対象者が所属する学級は閉鎖し、検査対象者がいない学級は再開します。

なお、従来どおり保健所による検査対象者の確定までは、学校を臨時休業とします。

3 検査結果に基づく出席停止の措置及び臨時休業の判断について

検査の結果、新たに確認された陽性者が1人以上いる場合は、学級等の閉鎖を5～7日間延長します。陽性者がいない場合は、その学級等は再開となります。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学年閉鎖を実施します。

さらに、複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない別の学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学校全体の臨時休業を実施します。

なお、同一学級で複数の児童生徒に陽性者が判明した場合は、学級等の閉鎖を検査結果が確定した日から5～7日間延長します。

4 情報提供

学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業を実施した場合は、教育委員会ホームページ内に以下の内容を発表する。

- ・町立学校で感染者が確認されたこと
- ・学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業実施期間

5 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- (1) 出席停止等の対応は、原則行いません。
- (2) 濃厚接触者が発熱等の症状等がみられる場合は、PCR検査が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合、出席停止といたします。

6 給食の対応について

- ・臨時休業が行われた場合、臨時休業期間中の給食は行いません。
- ・親子給食実施校については、親側の学校が臨時休業となった場合は、子側の学校については、その期間中は弁当持参になります。

(裏面もご覧ください)

(令和3年9月13日から適用)

町立小中学校の臨時休業の実施について

- 1 町立学校の児童生徒に新型コロナウイルス感染者が確認されたときは、濃厚接触者及び周辺の検査対象者（以下濃厚接触者等）が確定するまでは臨時休業とする。
- 2 検査の結果、感染状況により以下のとおり対応する

感染状況等		臨時休業の範囲
(1)	校内に感染者が確認されたが、校内での感染リスクがない場合	臨時休業なし
(2)	校内に感染者が確認され、濃厚接触者等の状況から感染拡大のリスクがある場合 ア 学級閉鎖 ① 同一学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 感染者が確認されたものが1名でもあっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が同一学級内で複数いる場合 ③ 1名の感染者が判明し、同一学級内で複数の濃厚接触者等がいる場合	アの場合 当該学級のみ 5～7日間
	イ 学年閉鎖 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	イの場合 当該学年のみ 5～7日間
	ウ 学校全体の臨時休業 複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性が高い場合。	ウの場合 当該校のみ 5～7日間
(3)	複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染リスクが生じた場合、	町内一斉臨時休業

※ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所の指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断する。

緊急事態宣言下における検査候補者リスト提出に係るお知らせ

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、これまでも、本校の生徒や教職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患していることがわかれば、保健所の指導のもと、町教育委員会ならびに関係機関とも連携しながら対応を進めてきたところです。

この度、現在の感染拡大の状況をふまえ、緊急事態宣言期間中、町立学校において罹患していることが確認された場合、濃厚接触者等の特定のため、校内の検査候補者リストを保健所等が示す一定の考えに基づき作成するとともに保健所へ提出するよう、町教育委員会から通知がありました。

つきましては、感染の可能性のある生徒や教職員等を検査の候補者として保健所に提出することがあります。その際は、学校が聞きとりを行った上で、大阪府個人情報保護条例に基づき、学校から保健所にその内容を提供することとなりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ明らかとなっていないこともあり、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 平時の感染症対応について

これまで同様に健康状態の確認を行っていただき、いつもと違う状態や症状を確認された場合は、かかりつけ医へ相談、又は、以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症り患の疑いが生じた場合は、学校へもご連絡ください。

【府民向け相談窓口】 ※ 午前9時から午後6時まで

(土曜・日曜・祝日も対応)

専用電話 06-6944-8197 FAX 06-6944-7579

【新型コロナ受診相談センター】 ※ 土日祝を含めた終日連絡が可能

電話番号 06-7166-9911 FAX 06-6944-7579

※休日等の時間外に電話をされた際には自動ガイダンスに切り替わります。指示に従ってください。